

議案第 95 号

北名古屋市議会委員会条例の一部を改正する条例について

北名古屋市議会委員会条例（平成 18 年北名古屋市条例第 153 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 24 年 12 月 21 日提出

提 出 者	北名古屋市議会議員	長 瀬 悟 康
	同 上	金 崎 慶 子
	同 上	松 田 功
賛 成 者	北名古屋市議会議員	黒 川 サキ子
	同 上	堀 場 弘 之
	同 上	塩 木 寿 子
	同 上	上 野 雅 美

提案理由

この案を提出するのは、本市議会議員の定数を削減することに伴い、常任委員会の委員の定数を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会委員会条例（平成18年北名古屋市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第2条中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選挙された議員の任期の起算の日から施行する。